

大治町総合計画条例

(目的)

第一条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための総合計画の策定について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 基本構想 町の将来像及びその実現のための基本目標を示すものをいう。
- 二 総合戦略 まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第百三十六号）第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略のうち本町が定めるものをいう。
- 三 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的な方向性及び体系を示すものをいう。
- 四 総合計画 基本構想、総合戦略及び基本計画の総称をいう。

(総合計画)

第三条 町は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

(総合計画審議会)

第四条 町長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、大治町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第五条 町長は、基本構想を策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第六条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本計画と個別計画の関係)

第七条 個別計画は、基本計画に掲げる施策の方向性を、特定の行政分野において具体的に明らかにするための計画として位置付けるものとする。

2 個別計画の策定に当たっては、基本計画と調整を図らなければならない。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大治町まちづくり推進委員会条例の廃止)

2 大治町まちづくり推進委員会条例(昭和五十六年大治町条例第十九号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十一年大治町条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表附属機関の構成員の項中「まちづくり推進委員会委員」を「総合計画審議会委員」に改める。